

## エネルギー使用量削減の運用管理要領(P446-~~94~~-11)

### 1. 目的

この要領は省エネを推進することにより、環境目的・目標の実現をはかることを目的とする。

### 2. 運用管理

- ① 管理係は月毎のエネルギー使用量を「エネルギー使用量削減の運営管理記録 (D451-9)」に記録する。
- ② エネルギー使用量について、月次でホームページにて公表する。
- ③ 省エネ行動の指針は、付表に一覧する。

### 3. 監視測定及び是正

- ① 資源・エネルギー部会長は、記録を毎月点検し、環境管理責任者に報告する。
- ② 環境管理責任者は報告により全体の進捗状況を確認し、不適合の場合には是正を指示する。

### 4. 不適合の判断基準

- ① 「エネルギー使用量削減の運営管理記録」の記入・提出がされていない場合
- ② 手順に沿って実施されていない場合

### 5. 運用管理要領の見直し

資源・エネルギー部会長は、省エネにつながる取り組みを検討し、必要に応じて要領の見直しを行う。本要領の改廃・見直しの原案は、資源・エネルギー部会長が作成し、環境管理責任者が承認する。

### 6. 請負業者・委託業者への伝達

環境管理責任者は、請負業者および依頼業者に対して本要領の順守を要請する。

### 7. 関連する文書

エネルギー使用量削減の運営管理記録 (D451-9)

#### 本手順書の改訂履歴

| 年月日          | 改訂の内容 | 改訂理由        | 承認 | 作成 | 保管 |
|--------------|-------|-------------|----|----|----|
| 2006. 8. 1   | 制定    |             | 阿部 | 谷上 | 宮原 |
| 2006. 11. 24 | 改訂    | JACO の指摘により | 阿部 | 谷上 | 宮原 |

|             |    |              |    |    |    |
|-------------|----|--------------|----|----|----|
| 2009. 06. 8 | 改訂 | 新目的目標にあわせて改訂 | 村上 | 谷上 | 竹内 |
| 2009. 9. 9  | 改訂 | 温度設定に対して追加   | 村上 | 谷上 | 竹内 |

付表：信州大学繊維学部における省エネルギーの指針

(1) 照明

- ① 常時使用しない部分（トイレ、コピー室、会議室など）原則としてそのつど点灯し、使用後消灯する。
- ② 実験室などで危険防止の為消灯しない場合を除き、必要の無い場所は消灯する。
- ③ 教育・研究・事務に支障の無い場合は、昼休み消灯する。

(2) コピー機

- ① 省電機能があるものについてはオートパワーセーブの設定をする。

(3) エアコン

- ① 温度設定は、室内平均温度とし、冷房は28℃、暖房は19℃以下を基本とする。
- ② 機器の運用上、必要に応じて温度設定を変更してもよい。

(4) パソコン・ワープロ等

- ① 会議、昼食、外出など30分以上使用しない場合は、サーバーを除き電源を切る。
- ② 必要としないときは、電源を切る。
- ③ 買い換え時は省エネルギータイプの機種を選定する。

(5) エレベーター

- ① 2アップ・2ダウンくらいは、なるべく使用しない。
- ② 3階以上の使用を推進する。

(6) ボイラー（スチーム用）

- ① 状況を見て、ボイラーを炊く日数、時間を極力削減するよう努力する。

(7) タイマーの設置

- ① 装置等にはタイマーを設置して、消し忘れをなくす。

(8) センサーの設置

- ① 廊下、階段、トイレ等の照明には人を感知するセンサーを付ける。

(9) 電力メーターの活用

- ① 既存の電力メーターは活用して、消費電力の見える化をはかる。

(10) ガスメーターの活用

- ① 既存のガスメーターは活用して、消費ガス量の見える化をはかる。